私立保育園・認定こども園 設置者・園長 様 特定地域型保育事業設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局幼保振興課長神戸市こども家庭局幼保事業課長

## 緊急事態宣言解除後の保育所・認定こども園の運営および 家庭保育協力の終了について(通知)

設置者・園長をはじめ職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため様々な対応を長期に渡り継続していただきながら、保育を実施いただいていることについて深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることとなりました。

このことを踏まえた本市としての対応について、以下のとおりとします。

なお、家庭での保育が可能な方に対する家庭保育のご協力のお願いについては、9月 30日をもって終了とさせていただきます。

記

## 1. 運営方針

感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び体調不良者について出 勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

## 2. 家庭保育協力のお願いの終了について

家庭での保育が可能な方に対する家庭保育のご協力のお願いについては9月30日 をもって終了します。

※10月1日以降の欠席について保育料(利用者負担額)の減額は行いません。 ただし、以下の場合は、引き続き保育料を減額します。

- ・ 陽性者の療養期間(保健センター等から示された期間に限ります)
- ・ 濃厚接触者として保健センターから指定された自宅待機期間
- ・ 園内で陽性者(園児・職員)が確認され、神戸市(こども家庭局)からの 要請に基づき自宅待機した期間

## 3. 添付資料

・新型コロナウイルス感染症対策における神戸市対応方針(第5弾)

担当: 幼保事業課・幼保振興課 078 (331) 8181 園の運営に関する事: 内線 4866・4871

保育料に関する事 : 内線 4861・4841